

岩手県指令沿広保第 239-1 号
岩手県上閉伊郡大槌町大槌第 22 地割字下野 216 番地
松村建設株式会社

令和 4 年 3 月 18 日付けで申請のあった岩石採取計画については、採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条の規定により、認可します。

令和 4 年 4 月 15 日

沿岸広域振興局長 八重樫 浩文



- 1 岩石採取場の区域及び面積 (66,604 m²)
岩手県釜石市両石町第 4 地割 58 番 5、6
(以上 山林、保安林)
- 2 採取する岩石の種類及び数量
 - (1) 岩石の種類 硬質砂岩
 - (2) 数 量 なし (跡地整理のみ)
- 3 採取の期間
令和 4 年 5 月 14 日から令和 9 年 5 月 13 日まで

付記 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、公害等調整委員会に対して書面をもって裁定の申請をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、裁定の申請をすることができなくなります。

2 この処分については、処分の取消しの訴えを提起できず、上記 1 の裁定の申請に対する裁定を経た場合に、当該裁定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。